

お知らせ



特別児童扶養手当

特別児童扶養手当の
請求はお済みですか？

区 住民課 年金係 ☎65・3301

【1】特別児童扶養手当を受けられる人

日本国内に住所があり、精神又は身体が障がいの状態にある児童を監護している父か母、又は父母に代わって、その児童を養育している人に支給されます。左記のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

①対象児童が、日本国内に住所を有しないとき。

②対象児童が、障がいを出給事由とする公的年金（障害児福祉手当は年金ではありません）を受けることができるとき。

③対象児童が、児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所しているとき。

※所得による支給の制限

定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。

【2】手当を受ける手続

児童扶養手当制度と同じですが、添付書類については、診断書が必要です。（用紙は住民課にあります）なお、次の方は診断書を省略できる場合がありますので、住民課窓口にお尋ねください。

○療育手帳（A判定）又は判定書（重度以上）をお持ちの方

○身体障害者手帳（視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく・平衡機能・肢体不自由）をお持ちの方

対象児童が、手当を受給中に児童福祉施設（入所施設）や心身障がい者更生支援施設（入所施設）等に入所した場合は、手当は支給されません。必ず、住民課年金係（特別児童扶養手当担当）でその旨を申し出てください。手続きをしないと、入所月にさかのぼって手当を返還しなければなりませんので、注意してください。なお、施設を退所された場合は、あらかじめ新規申請手続きをしないと、手当は支給されません。

【3】手当の月額（平成30年4月～）

〈重度障がい児（1級）〉
1人につき51,700円
〈中度障がい児（2級）〉
1人につき34,430円

【4】手当の支払い

手当は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

【5】所得制限限度額

手当を受けようとする人、その配偶者又は生計同一の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年（1月から6月までに請求する人については前々年）の所得が次表の額以上であるときには、手当は支給されません。詳細については、下表をご覧ください。

【手当の支給月】

- 4月(12月～3月分)
- 8月(4月～7月分)
- 11月(8月～11月分)



▲住民課窓口で配布しております。

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
以降1人につき	380,000円 加算	213,000円 加算